

令和2年(2020年)9月25日
総務部財政課
(課長) 矢後 雅司 (担当) 酒井 裕司
電話: 026-235-7039 (直通)
026-232-0111 (内線2053)
FAX: 026-235-7475
E-mail: zaisei@pref.nagano.lg.jp

令和2年度9月補正予算案概要 (一般会計補正予算(第8号)案)

目 次

1 令和2年度9月補正予算総括	1
2 一 般 会 計	
(1)歳 入	2
(2)歳 出(目的別)	3
(3)歳 出(性質別)	4
3 主要事業一覧	5

1 令和2年度9月補正予算総括

(単位 千円)

会計別	令和2年度			令和元年度 9月現計予算額 (B)	(A)/(B) %
	補正予算額	補正前の額	計 (A)		
一般会計	4,035,697	1,117,082,532	1,121,118,229	888,328,152	126.2

2 一 般 会 計

(1) 歳 入

(単位 千円)

区 分	令 和 2 年 度			令和元年度	(A)/(B) %
	補正予算額	補正前の額	計 (A)	9月現計予算額 (B)	
1 県 税	-	233,715,101	233,715,101	233,000,036	100.3
2 地 方 消 費 税 金 清 算	-	99,143,000	99,143,000	80,927,000	122.5
3 地 方 譲 与 税	-	40,148,001	40,148,001	39,257,001	102.3
4 地 方 特 例 金 交 付	-	1,288,000	1,288,000	2,008,691	64.1
5 地 方 交 付 税	7,686	199,400,861	199,408,547	196,163,000	101.7
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	-	678,000	678,000	707,000	95.9
7 分 担 金 及 び 負 担 金	-	2,568,263	2,568,263	2,710,612	94.7
8 使 用 料 及 び 手 数 料	-	16,864,730	16,864,730	17,400,962	96.9
9 国 庫 支 出 金	4,000,011	229,377,535	233,377,546	117,490,705	198.6
10 財 産 収 入	-	1,600,542	1,600,542	1,753,612	91.3
11 寄 付 金	-	691,028	691,028	783,039	88.2
12 繰 入 金	-	23,011,384	23,011,384	18,864,948	122.0
13 繰 越 金	-	2,709,639	2,709,639	957,652	282.9
14 諸 収 入	28,000	113,901,448	113,929,448	59,766,894	190.6
15 県 債	-	151,985,000	151,985,000	116,537,000	130.4
計	4,035,697	1,117,082,532	1,121,118,229	888,328,152	126.2

(2) 歳出(目的別)

(単位 千円)

区 分	令 和 2 年 度			令和元年度	(A)/(B) %
	補正予算額	補正前の額	計 (A)	9月現計予算額 (B)	
1 議 会 費	—	1,474,836	1,474,836	1,494,299	98.7
2 総 務 費	—	60,283,408	60,283,408	42,505,197	141.8
3 民 生 費	2,356,500	143,384,114	145,740,614	125,900,410	115.8
4 衛 生 費	1,679,197	52,447,728	54,126,925	21,742,629	248.9
5 労 働 費	—	3,230,114	3,230,114	2,293,640	140.8
6 環 境 費	—	3,726,116	3,726,116	3,391,780	109.9
7 農林水産業費	—	49,814,881	49,814,881	45,402,734	109.7
8 商 工 費	—	129,862,146	129,862,146	56,066,419	231.6
9 土 木 費	—	157,162,871	157,162,871	128,333,126	122.5
10 警 察 費	—	45,703,450	45,703,450	43,843,295	104.2
11 教 育 費	—	203,189,259	203,189,259	203,455,148	99.9
12 災 害 復 旧 費	—	41,160,612	41,160,612	5,473,142	752.0
13 公 債 費	—	122,602,280	122,602,280	124,085,033	98.8
14 諸 支 出 金	—	102,940,717	102,940,717	84,241,300	122.2
15 予 備 費	—	100,000	100,000	100,000	100.0
計	4,035,697	1,117,082,532	1,121,118,229	888,328,152	126.2

(3) 歳出(性質別)

(単位 千円)

区 分	令 和 2 年 度			令和元年度	(A)/(B) %
	補正予算額	補正前の額	計 (A)	9月現計予算額 (B)	
人 件 費	—	249,745,552	249,745,552	250,327,244	99.8
扶 助 費	30,744	16,068,040	16,098,784	15,553,071	103.5
公 債 費	—	122,094,478	122,094,478	123,571,066	98.8
投 資 的 経 費	—	268,312,417	268,312,417	173,800,147	154.4
一般公共事業費	—	139,040,508	139,040,508	104,429,282	133.1
災害公共事業費	—	39,911,668	39,911,668	5,361,070	744.5
一般単独事業費	—	63,772,412	63,772,412	45,184,550	141.1
災害単独事業費	—	1,248,944	1,248,944	112,072	1,114.4
直轄事業負担金	—	24,338,885	24,338,885	18,713,173	130.1
そ の 他 行 政 費	4,004,953	460,862,045	464,866,998	325,076,624	143.0
計	4,035,697	1,117,082,532	1,121,118,229	888,328,152	126.2

3 主要事業一覧

事業名 [事業改善シート番号]	予算額 (千円)	事業内容 (*は成果目標)
◎ 新型コロナウイルス感染症への対応		
○ 検査・医療提供体制等の更なる強化		
《検査体制の更なる強化》		
<p>【新】 発熱患者等診療体制確保事業費 [051201]</p> <p>感染症対策課 FAX 026-235-7170 kansen@pref.nagano.lg.jp</p>	432,500	<p>季節性インフルエンザの流行期における新型コロナウイルス感染症の検査体制を確保するため、検体採取を行う地域の医療機関等に協力金を支給します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給対象者 検体採取等を行う医療機関、郡市医師会 ・支給額 検体採取等を行う医療機関 100万円 郡市医師会 100万円～200万円（管轄区域内の人口規模に応じて支給）
《感染拡大防止と医療提供体制の充実》		
<p>新型コロナウイルス感染症患者受入病床確保支援事業補助金 [051201]</p> <p>感染症対策課 FAX 026-235-7170 kansen@pref.nagano.lg.jp</p>	1,215,953	<p>感染症患者の受入体制を確保するため、感染症患者向けの病床を確保する医療機関に対し、空床確保費用に係る助成を拡充します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象者 感染症患者を受け入れる医療機関 ・補助対象経費 確保病床、休止病床の空床確保に要する経費 ・補助率 10/10以内
<p>新型コロナウイルス感染症患者医療費負担事業費 [051201]</p> <p>感染症対策課 FAX 026-235-7170 kansen@pref.nagano.lg.jp</p>	30,744	<p>新型コロナウイルス感染症患者の入院医療費について、自己負担額を公費により負担します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 感染症法第37条に基づく入院患者

事業名 [事業改善シート番号]	予算額 (千円)	事業内容 (*は成果目標)
○ その他		
生活福祉資金緊急小口等特例 貸付事業費 [050401] 地域福祉課 FAX 026-235-7172 chiiki-fukushi@pref.nagano.lg.jp	2,356,500	県社会福祉協議会による生活福祉資金の特例貸付を円滑に実施するため、貸付けに必要な原資等を追加交付します。 ・事業主体 県社会福祉協議会 (貸付窓口：市町村社会福祉協議会) ・貸付メニュー ①緊急小口資金 ・対象者 新型コロナウイルス感染症の影響で休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付けを必要とする世帯 ・貸付上限 20万円 ・据置期間 1年以内 ・償還期限 2年以内 ・貸付利率 無利子 ②総合支援資金(生活支援費) ・対象者 新型コロナウイルス感染症の影響で収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯 ・貸付上限 2人以上世帯 月20万円 単身世帯 月15万円 ・貸付期間 原則3月以内(最大3月延長可能) ・据置期間 1年以内 ・償還期限 10年以内 ・貸付利率 無利子 ・償還免除対象者 償還時になお所得の減少が続く住民税非課税世帯 《上記基準に該当しない場合》 償還時の月収が住民税非課税相当の世帯に対して、県が償還額を補助(最大22万円)